

目次

第1章	製造所等の意義	1
第2章	法別表第1に関する基準	3
第3章	製造所の基準（危政令第9条）	17
第4章	屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）	29
第5章	屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第11条）	35
第6章	屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）	44
第7章	地下タンク貯蔵所の基準（危政令第13条）	47
第8章	簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第14条）	55
第9章	移動タンク貯蔵所の基準（危政令第15条）	56
第10章	屋外貯蔵所の基準（危政令第16条）	59
第11章	給油取扱所の基準（危政令第17条）	61
第12章	販売取扱所の基準（危政令第18条）	118
第13章	一般取扱所の基準（危政令第19条）	121
第14章	消火設備の基準（危政令第20条）	130
第15章	警報設備の基準（危政令第21条）	147
第16章	避難設備の基準（危政令第21条の2）	149
第17章	仮使用承認に関する基準	151
第18章	仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準	153
第19章	予防規程認可に関する基準	155
第20章	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準	156
別記1	換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準	157
別記2	電気設備の基準	162
別記3	製造所等の配管に係る基準	165
別記4	配管の付属範囲の例	171
別記5	隔壁等を貫通する配管等の基準	175
別記6	屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例	177
別記7	アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準	180
別記8	防油堤の細部審査基準	182
別記9	地下貯蔵タンクの浮力計算例	192
別記10	石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）	194
別記11	泡消火設備の基準	201
別記12	不活性ガス消火設備の基準	220
別記13	ハロゲン化物消火設備の基準	233
別記14	予備動力源の基準	241
参考資料1	危険物判定資料（H11危25）	244
参考資料2	建築基準法の用途地域と危険物施設の関係	245

◎ 用語の凡例

法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

危政令：危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

危省令：危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）

危告示：危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）

施行令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

施行規則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

建基法：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

建基令：建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

予防条例：白浜町火災予防条例（平成 18 年白浜町条例第 175 号）

J I S：日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）

製造所等：法第 10 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。

障壁：危政令第 10 条第 3 項第 4 号の「厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 本文中の「…指導する。」は、原則、行政指導を指すものであり、該当する事項の末尾に★印をつける。

◎ 参考とした運用通知の凡例

(例) (S34 国消予 17)

